

岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援（介護サービス分）補助金等実施要綱

1 事業の目的

介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持するうえで不可欠なものである。

今後は、介護サービスが、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要がある。

このため、県は介護サービス事業所、施設等に対し、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するための補助を実施する。

また、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給する。

さらに、介護サービス事業所、施設等に対し、サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや感染症防止のための環境整備の取組みに係る補助を実施する。

各事業については、岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援（介護サービス分）補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めることのほか、この要綱の定めるところによる。

2 事業内容

(1) 介護サービス事業所、施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

（慰労金名：介護施設等従事者慰労金（慰労金））

介護サービス事業所、施設等に勤務する職員は、①感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、②継続して提供することが必要な業務であること、及び③介護施設・事業所での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対し、慰労金を支給する。

①支給対象者

(i) 慰労金の支給対象となる職員は、(ア) 及び (イ) に該当する者とする。

(ア) 全ての介護サービス事業所（訪問系サービス事業所（※1）、通所系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）及び多機能型サービス事業所（※4）をいう。以下同じ。）及び介護施設等（※5）に勤務し、利用者と接する職員

※1 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、居宅療養管理指導事業所

※2 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知

症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所

- ※3 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
- ※4 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ※5 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

以下、※1から※5までを総称して「介護サービス事業所、施設等」とする。いずれも指定による介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。ただし、慰労金の支給については、指定ではない形態の介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所は、支給の対象となる。

(イ) 次のいずれにも該当する職員

(a) 介護サービス事業所、施設等で10日以上勤務した者

※ 「10日以上勤務」とは、支給対象施設・事業所において勤務した日が、令和2年2月18日から令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上あることとする。

※ 年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

※ 既に退職した職員も対象となる。

(b) 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いた職員（派遣労働者のほか、業務委託受託者の労働者として支給対象施設・事業所において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる）

(ii) 慰労金の支給は、医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

②支給額

(i) 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した支給対象事業所、施設等に勤務し、利用者と接する職員

・（訪問系サービス）実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員 1人20万円を支給

・（その他の介護事業所、施設等）実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（※）以降に当該事業所、施設等で勤務した職員 1人20万円を支給

※ 患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日

- ・ それ以外の職員 1人5万円を支給
- (ii) (i) 以外の支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員 1人5万円を支給

③留意事項

今回の慰労金は、所得税法（昭和40年法第33号）の非課税規定に基づき、非課税所得に該当する。また、令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和2年法第27号）に基づき、受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金銭についても、差し押さえることを禁止されている。

(2) 介護サービス事業所、施設等における感染症対策支援事業

（補助金名：感染症対策事業者支援事業補助金（感染対策補助金））

介護サービスが、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築するための支援を行う。

①対象サービス

令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所、施設等

②補助対象経費

補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助基準単価の額は、別紙のとおりとする。ただし、補助対象経費に対し、他に補助や助成を受けている場合は、この補助金の交付の対象としないものとする。

(3) 介護サービス再開に向けた支援事業

（補助金名：サービス利用再開支援事業補助金（再開支援補助金））

高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持するうえで不可欠な在宅介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組について支援を行う。

①在宅サービス事業所による利用者の再開支援への助成事業（個別再開支援助成事業）

(ア) 対象サービス

訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び多機能型サービス事業所（以下これらを「在宅サービス事業所」と総称する。）のうち、令和2年4月1日以降、次の(i)又は(ii)に該当する事業所

- (i) 居宅介護支援事業所を除く在宅サービス事業所であって、在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行ったうえで、利用者の要望を踏まえたサービス提供

のための調整等（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った場合
(ii) 居宅介護支援事業所であって、在宅サービスの利用休止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認（感染対策に係る要望を含む）、サービス事業所との連携（必要に応じケアプラン修正）を行った場合

※1 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者（居宅介護支援事業所においては、過去1ヶ月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者であって、利用終了者でない者）とする。

※2 「健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行っていることとする。

※3 「連携を行った」とは、1回以上電話等により連絡を行ったこととする。

※4 「調整等を行った」とは、希望に応じた所要の対応を行ったこととする。

※5 実際にサービス再開につながったか否かは問わない。

(イ) 補助対象経費

補助対象事業、補助対象経費及び補助基準単価の額は、別紙のとおりとする。

ただし、補助対象経費に対し、他に補助や助成を受けている場合は、この補助金の交付の対象としないものとする。

②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業（再開環境整備助成事業）

(ア) 対象サービス

令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所

(イ) 補助対象経費

補助対象事業、補助対象経費及び補助基準単価の額は、別紙のとおりとする。

ただし、補助対象経費に対し、他に補助や助成を受けている場合は、この補助金の交付の対象としないものとする。

3 補助率

10分の10（ただし、別紙の補助基準単価を上限とする）

4 助成の手続

(1) 交付申請（交付要綱第4条、第5条及び第8条関係）

① 慰労金、感染対策補助金及び再開支援補助金（以下「補助金等」という。）の交付を受けようとする介護サービス事業所、施設等の事業者は、原則として、慰労金の支給対象となる職員（職員であった者を含む）を雇用する事業者及び補助対象事業を実施する事業者が、関連する介護サービス事業所及び介護施設等の申請を一括してとりまとめ、岐阜県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に対して行う。

- ② 事業者が連絡先を把握できない等により事業者から慰労金を申請できない給付対象者個人からの慰労金の申請及び、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の国保連に対して介護報酬の請求を行っていない事業者からの申請は、県に対して行う。
- ③ 交付要綱第4条の規定による交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとし、慰労金の申請のみを行う個人の場合は、第2号様式のとおりとする。
- ④ 交付申請書の提出期限は、別に定める。
- ⑤ 交付要綱第5条第2項の規定による通知は、別記第3号様式のとおりとする。
- ⑥ 交付要綱第8条第1項の規定による変更交付申請書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。
- ⑦ 交付要綱第8条第2項の規定による通知は、別記第5号様式のとおりとする。

(2) 交付手続（交付要綱第11条関係）

- ① 交付要綱第11条第1項の規定による補助金等の支払は、交付要綱第5条の規定による交付決定後に慰労金の支給と併せて概算払いにて交付する。
- ② 交付にあたっては、4（1）②の規定による県への申請を行う者は、①の交付決定後、交付要綱第11条第2項による補助金等交付請求書を提出しなければならない。ただし、慰労金の申請のみを行う個人の場合は、これを要さない。

(3) 実績報告（交付要綱第9条関係）

- ① 交付要綱第9条の規定による実績報告書の様式は別記第6号様式とし、当該様式に定める書類を添付しなければならない。
- ② ①の規定にかかわらず、慰労金の申請のみを行う個人の場合は、実績報告を要さない。
- ③ 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（事業実施計画書に基づく支払が完了した日又は補助対象経費の支出額が補助上限額に達した日。交付要綱第5条の廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(4) 精算（交付要綱第10条関係）

- ① 交付要綱第10条の規定による額の確定の結果、その確定額が交付済額を下回る場合は、補助金等の交付の申請を行った者は、その余剰額を返還しなければならない。

(5) 財産の処分制限

- ① 2（2）及び2（3）②の補助金により取得し、又は効用の増加した財産のうち次

に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

ア 不動産及びその従物

イ 取得価格又は効用の増加価格が単価30万円以上の機械及び器具

ウ その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

② 知事は、補助事業者が①の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。